

令和4年度長久手市福祉有償運送運営協議会 議事録要旨

日時	令和5年2月20日（月曜日）午前10時から正午まで
場所	長久手市役所 会議室H及びオンライン
出席委員 (敬称略)	大同大学 准教授 樋口恵一 全自交愛知地方連合会 谷口雅也 長久手市身体障害者福祉協会 青山暁子 長久手市シニアクラブ連合会 川本廣美 長久手市民生委員・児童委員協議会 今野博伸 長久手市ボランティアセンター運営委員会 水野美々子 中部運輸局愛知運輸支局 鈴木隆史（代理出席） 特定非営利活動法人百千鳥 牧雅美（オンライン） 社会福祉法人むそう 鈴木雄太 特定非営利活動法人つづら 石黒美代子 特定非営利活動法人楽々 安達大悟 長久手市 福祉部長 川本満男
欠席委員 (敬称略)	株式会社あんしんネット21 田中英雄 中川タクシー株式会社 石川優
主な内容	1 あいさつ 2 議題 (1) 長久手市における福祉有償運送の必要性について (2) 特定非営利活動法人つづらにおける旅客の範囲の変更について (3) 社会福祉法人むそうの更新登録の申請について 3 報告 (1) 障がい者タクシー料金利用助成事業について (2) 長久手市における福祉有償運送の実績 (3) 令和4年度福祉有償運送ドライバー認定講習会の開催について 4 その他
傍聴者	0人

議事録

1 あいさつ

2 議題

(1) 長久手市における福祉有償運送の必要性について

＜資料1を基に事務局から説明＞

委員：N-バスのルート見直しにより、場所によっては2時間に1本となっている。もう少し使いやすくなるとよい。

会長：限られた予算や人材の中でどのように効率的に運行するかを考える必要がある。

今回のルート改変では、ニーズの大きかった福祉の家に行きやすいように改変されている。

地域によっては使いにくいということは課題として認識している。

一方で、N-バスは市が洞小学校区などは利用が増え、東小地区は利用者が少ないなど地域によって傾向が異なる。

地域性を踏まえ、様々な交通体系を組み合わせ、役割分担を明確にしていくことを次期交通計画には盛り込んでいきたいと考えている。

委員：障がいのある方の高齢化に伴い、家族が送迎できない場合や高齢者が免許を返納した際には、N-バスが重要な移動手段となる。

より利便性の高いものになるとよい。

会長：N-バスの役割は、需要のある場所や施設を結ぶことであり、個々の需要に対応することは難しい。ルートを頻繁に変えすぎると、市民が混乱し、利便性の面が悪化するため、ネガティブな循環になってしまう恐れがある。適切な時期に適切な変更をすることが求められる。N-バスの役割を広く市民に知ってもらう必要がある一方で、N-バス以外で移動手段の選択肢が少ないという現状がある。

足りないサービスを補完できる体制を構築していくことが重要である。

会長：長久手市における福祉有償運送の必要性について、承認することとしてよろしいか。

委員：異議なし。

(2) 特定非営利活動法人つづらにおける旅客の範囲の変更について

<資料2を基に事務局から説明>

会長：特定非営利活動法人つづらにおける旅客の範囲の変更について、承認することとしてよろしいか。

委員：異議なし。

(3) 社会福祉法人むさうの更新登録の申請について

<資料3を基に事務局から説明>

委員：利用料金が非常に安価であるが、運営上支障は無いか。

委員：福祉有償運送のみの場合赤字だが、本事業所での福祉サービス利用者のみを福祉有償運送の利用対象としているため運営できている。

委員：この3年で事故や苦情等はなかったか。

委員：なかった。

委員：福祉有償運送利用者の中には身体障がい者もいるようだが、利用できるのは会員だけなのか。一般の方が利用できないか。

委員：運営しているグループホームのある地域は、16時半頃にバスの運行が終わる。グループホームに住んでいる方の外出の足を確保するため、福祉有償運送を行っている。

一般の方の利用にも対応出来ることが望ましいが、運転手を職員が兼務しており、職員の退職などにより運転手が半分程度に減少した。運営状況は厳しく、利用者

以外の利用に対応することが困難な状況である。

会 長：地域の移動手段を考える際に住民共助型の輸送も含めて検討していくことが望ましい。福祉有償運送とうまく連携することで、運転手不足等の問題が解決できる可能性がある。重層的な枠組みを考えて行く必要がある。

会 長：社会福祉法人むさうの更新登録の申請について、承認することとしてよろしいか。

委 員：異議なし。

3 報告

(1) 障がい者タクシー料金利用助成事業について

＜資料4を基に事務局から説明＞

委 員：助成額に送迎の代金は含まれるのか。また、タクシー代金の値上げは考慮されているのか。

事務局：送迎の代金は含まれている。助成額については今後の利用状況等を踏まえて判断する。

会 長：今後の利用状況等を踏まえ、制度設計を検討していただきたい。

(2) 長久手市における福祉有償運送の実績

＜資料5,6,7,8等を基に事務局から説明＞

＜特定非営利活動法人百千鳥について＞

会 長：会員のうち、施設の利用者と一般市民の利用者の割合はどのようか。

委 員：100%法人内の利用者である。

会 長：ドライバー不足や車不足、コーディネート等の時間等を解決できれば一般市民の利用も可能か。

委 員：可能である。

会 長：事業所のサービスを受けていない人は厳しいか。

委 員：職員が運転手を兼務している状態で、一般利用を視野に入れると、料金体系を見直す必要がある。

＜特定非営利活動法人つづらについて＞

委 員：会員が増えた理由は何か。

委 員：ワンコインサービス事業の一環で訪問をしており、その際に事業の周知をしている。それが理由で増えていると思われる。

会 長：一事業者だけで担うのは厳しく、いずれパンクしてしまう。厳しい状況であることを認識する必要がある。

＜特定非営利活動法人楽々について＞

委 員：福祉有償運送だけだと大赤字のため、人によってはタクシーを利用してほしいと考えることもある。しかし、タクシーに断られたという利用者もいた。

会 長：運営のための車両・人材等の確保が福祉有償運送での事業者でも課題となっている。

(3) 令和4年度福祉有償運送ドライバー認定講習会の開催について

<資料9を基に事務局から説明>

委員：この講習は本来受講料がいくらなのか。市が助成していることを受講者は知っているのか。

事務局：本来は20,000円程度である。受講料については、受講者募集チラシに記載している。

会長：講師の方に冒頭で説明してもらおうと良い。

委員：個人が福祉有償運送を行うことは可能か。

会長：福祉有償運送は個人で行うことはできない。しかしながら、許可又は登録を有しない運送を行うことは可能である。この場合、ガソリン代等の実費分については受けることはできるが、運送の対価を受けないことはできない。

4 その他

閉会